

## 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第3回）- 議事要旨

日時：平成29年4月10日（月曜日）12時45分～14時45分

場所：経済産業省本館17階国際会議室

### 出席者

### 委員

横山座長、秋元委員、大橋委員、大山委員、小宮山委員、曾我委員、武田委員、又吉委員、廣瀬委員、松村委員

### オブザーバー

秋山株式会社エネット経営企画部長  
斉藤イーレックス株式会社執行役員・経営企画部部長  
柳生田昭和シェル石油株式会社執行役員・電力需給部長  
早坂HTBエナジー株式会社代表取締役  
菅野電源開発株式会社執行役員・経営企画部長  
佐藤東京ガス株式会社電力本部電力トレーディング部長  
佐藤電力広域的運営推進機関理事  
國松日本卸電力取引所企画業務部長  
坂本東北電力株式会社電力ネットワーク本部電力システム部技術担当部長  
鍋田中部電力株式会社執行役員・グループ経営戦略本部部長  
内藤関西電力株式会社総合エネルギー企画室長  
新川電力・ガス取引監視等委員会総務課長  
沖株式会社F-Power副社長

### 議題

事業者ヒアリングについて

地域間連系線の利用ルール等に関する検討会（平成28年度中間取りまとめ）

### 議事概要

- （昭和シェル資料）マネーゲームに巻き込まれない設計について具体的な考えがあれば教えて欲しい。  
→（回答）具体的なアイデアはないが、市場任せだけだと原油マーケットのようになるため、何かしらの制限が必要。
- （東京ガス資料）ベースロード電源市場における旧一般電気事業者によるエリア外入札禁止という意見は、3割の調達を阻害する場合に限定した措置なのか、それとも一般的な禁止措置を念頭に置いているのか。  
→（回答）実質的に3割分の調達ができれば規制はいらない。他方、3割の調達に支障をきたさないか懸念がある。旧一般電気事業者のグループ会社は、相対でもマーケットでも調達可能なので、先にマーケットから調達すると新電力の調達が阻害される。ベースロード市場がザラバ方式なら、情報の非対称性も起こりかねない。一律禁止措置も一つの整理。
- （東京ガス資料）旧一般電気事業者は大きな事業者だからベースロード電源市場に入ってきては困るので制限をするべきという発想だが、この場合の「制限」の意味が重要。例えば、全国一律ではなく2つの市場にすると仮定すると、東の事業者が西の市場から調達することと、その逆は認めるが、東の事業者が東の市場から調達することを制限するというイメージか。大きな事業者だから制限するというのであれば、東京電力は制限されるが、北陸電力は制限しないということか。あるいはエネット社が大きくなった場合も規制されるのか。どういう論拠でイメージされたのか。  
→（回答）旧一般電気事業者のグループ会社の存在もあるので、一概には申し上げられないが、一般論として、内外無差別でアクセスできるなら禁止行為は不要であると考え。
- （昭和シェル資料）一つの発電所のライフサイクルを30年と定める提案があったが、老朽石油火力などは更新投資を行いながら長く使う実態もある。ライフサイクルを一律に設定することには違和感もある。強い理由があれば教えて欲しい。

- (回答) 30年に特別な意味がある訳ではない。新陳代謝を阻害しないように何年とすべきか難しいところであるが、固定費を回収した設備を対象とし過ぎてはいけないという問題意識。15年は事業者から見ると短かったので30年とした。
- (電源開発資料) ベースロード市場に貯水池式(季節~年間の発電量を調整)を加えるという提案があったが、調整池式(日~週発電量を調整)もある。貯水池式を挙げた技術的背景は何か。  
→ (回答) 水系一貫で複数のダムをみれば、年間を通じて一定の出力で発電ができる。大規模ダムの1/5程度であればベースロード電源として運用できる部分もあるため提案した。
  - (東京ガス資料) ベースロード市場で契約合計値の3割と書いているが、契約合計値としているのはなぜか。不等率もある中、単なる契約値の積み上げでは実際の需給から離れてしまうのではないか。  
→ (回答) 需要家の特性などにより負荷率などが異なる中でも、客観性がある数値として契約合計値を採用した。常時バックアップの考え方とも整合的。
  - 最新鋭の発電設備を導入するリスクが大きいという懸念もある。kW市場のみでなくkWh市場においても、新設電源への措置を講じて欲しい。
  - (電源開発資料) ダム式水力発電の発電量から、一律ではなく、実運用上で恒常的に発電される部分をベースロード電源として出すという理解で正しいか。  
→ (回答) 基本的に同じkWで年間発電できるものについて対象にするイメージでいる。
  - (昭和シェル資料) ベースロード電源市場で3年、5年などの長期の商品も欲しいが、複雑化してしまうので当面1年の商品を扱って欲しいということは大変ありがたい提案。旧一般電気事業者が自社部門間で取引しているのと同じ条件で新規事業者が調達できることをどう徹底していくかが重要。
  - また、内外無差別の相対取引で新電力に抛出した分を、抛出自務量から差し引かないと辻褃が合わなくなる。この点をどうするのかは新たな課題。  
→ (回答) 新電力から相対取引の話があった場合は受け入れる設計にして欲しい。
  - (Fパワー資料) 新設電源を設置するには多額の初期投資費用においてはファイナンスによる資金調達が必要。容量確保期間については、金融機関の意見も聞いてはどうかと提案があった。ファイナンスにあたって、キャッシュフローの確保は重要だが、ここでの事業リスクは何か。天変地異か、マーケットリスクか。  
→ (回答) 契約期間は固定費の回収期間。発電所を建設する際、レンダーはリスクを契約に全ていれてくる。契約期間で固定費が回収でき、キャッシュフローが回るかが大きな論点。制度変更によってこれまでのキャッシュフローが途中で切れてしまうことがあってはいけない。
  - (東京ガス資料) 新設電源については、集中型容量市場には参加せず、相対取引も認めるべきというのは、集中型容量市場だとファイナンスが難しいということか。  
→ (回答) 長期の融資期間における制度変更リスクをどう扱うかは難しい論点。リスクを全てオフテイクに寄せるのか。発電側のリスクを小売り側に押しつけると、小売事業の採算が合わなくなり、事業予見性が担保されない。
  - (電源開発資料) 旧一般電気事業者にとって既存契約の見直しがどういった点でクリティカルに問題となるのか。投下資本を回収できないリスクか、償却後に低額で電力を調達できないことか、その他か。  
→ (回答) 保有している安価な電源を手放すことは一事業者の企業行動として中々説明できない点が難しい。
  - (東京ガス資料) ベースロード市場への抛出自量の下限は明確化しないといことでよいか。  
→ (回答) 設けない方がいい。どのように組み合わせると3割を満たすかは色々な手段がある。また、3割も必要ない事業者もいるはず。
  - 供出にかかる上限価格は固定費の算入範囲は、引き渡し時点で稼働が見込まれるものとされているが、未稼働分を算入しないのは公平性の観点から問題があるのではないか。  
→ (回答) 固定費が過剰になって不必要に値段がつけられられないようにして欲しい。予備力、スタンバイとして認定して認める。もしくは、電取委における事前事後の検証をしっかりと行うというアイデアもある。
  - (昭和シェル) 金融的送電権は、金融商品なのかどうか、どのように整理するのか。  
→ (回答) 具体的意見は無い。デリバティブかどうかは会計上センシティブ。会計上どのように扱うか決めておいていただきたい。
  - 間接的送電権等の会計上の扱いについては決まっていない。最も簡便な形でやりたい。
  - これまでも、色々な形で制度変更がされてきた。連系線利用ルールの見直しでも議論したが、圧倒的に影響が大きいのは実同時同量から計画同時同量制になったこと。電源の差し替えができるようになったため、従来の相対取引を見直さざるを得ないという面もあった。
  - その中で、望ましい契約の在り方を指針として示されるべきと考えているところ。容量市場についても、どのような相対取引を結んだとしても市場により安い電源がある限りそちらに規定される。適切な指針に従って、契約を見直すこととすれば、東京ガスが指摘している形態での相対取引が無くても問題にならないのではないか。
  - 容量市場において、集中型市場に参加するのではなく、相対取引を認めて欲しいという東京ガスの説明には、あまり説得力がない。
  - 集中型市場でまとめて決済し、差金が出てきた場合は後でお互いに調整するという相対取引を禁止する訳ではない。差金決済契約の不確実性ゆえにこうした主張をしているのか。  
→ (回答) 差金決済取引でどちらかにリスクが残ってしまうことを懸念。
  - (東京ガス資料) 休止火力発電所が押さえている容量を空けて欲しいという指摘はこの会議の議論の対象外。別の場所で開催される会議において、休止して容量を押さえているが、発電課金を減免してくれという主張があれば問題だと思う。

- (東京ガス資料) 電力・ガス取引監視等委員会による検証は重要だが、転売の制限は検証できたとしても止めることが難しい。どのように実効性を担保するのが論点。
- (Fパワー資料) 償却済みの設備については対象外とするという提案があったが、再投資もあり償却済みかを確認することは困難な面もある。  
→ (回答) 償却が終わっている発電所は、そのままでは稼働できないケースが多い。容量市場に算入する際は追加投資が必要になるので、実際は償却済みの設備は殆ど出てこないし、供給信頼度の観点から出て来てはいけないという認識。
- 金融的送電権を会計上どのように扱うのかは大変難しい論点。
- 厳しい転売制限が課せられることは新電力などにとっては難しい。制度設計でも考慮して欲しい。

## 関連リンク

[制度検討作業部会の開催状況](#)

## お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課  
電話：03-3501-1511 (内線4761)  
FAX：03-3501-3675

---

最終更新日：2017年4月19日